平成２１年（フ）第３３１０号
名古屋市南区呼続１丁目11番17号　グリーンコーポ妙音通305号
債務者　永田　久子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川一裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５号
富山市北代481番地
債務者　平野　智巳
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
富山市八尾町奥田110番地７
債務者　平野　節子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
大分市明野北２丁目10番２Ａ２―22号、申立時の住所大分市大字畑中893番地の１第８森ビル202
債務者　三原　　敦
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５９号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目６番６号　新仲村アパート302号、住民票上の住所沖縄県那覇市字小禄1475番地
債務者　上杉　茂久
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７３３号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地15　市営天下田アパートＣ402号、旧住所岩手県花巻市浅沢111番地46
債務者　八重樫礼子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子940番地22
債務者　苅宿　律子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７６号
岩手県花巻市星が丘１丁目34番17号　カシオペアＣ102号
債務者　谷藤富士子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８５号
盛岡市加賀野３丁目15番12―205号
債務者　大垣万里子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２１号
埼玉県草加市谷塚町1607番地10　シャルムＴＹ201号
債務者　土屋　裕之
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区10棟307号
債務者　葛原　春久
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
埼玉県草加市中根３丁目10番22号
債務者　小松崎やい子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
埼玉県春日部市下蛭田391番地１コーポウィングス106号
債務者　関根　三枝（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
埼玉県春日部市牛島1425番地１オークスプラザ牛島201号、前住所埼玉県越谷市大沢1287番地11
債務者　望月　光明
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番２―503号、前住所埼玉県さいたま市南区文蔵２丁目１番２号　信太ビル202
債務者　尾崎　規子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地県営三郷彦成団地２―403
債務者　横山美也子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
埼玉県行田市桜町２丁目15番24号
債務者　伊藤　修二
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部